

障害福祉サービスの量の見込み の作業手順について

平成18年3月1日

障害福祉サービスの量の見込みに関する作業手順

※障害福祉計画の作成に向けて、厳しい作業日程であるが、市町村・都道府県におかれては基本指針(案)を踏まえ、下記の作業手順を参考としつつ、それぞれの地域の実情に即した計画づくりを進められたい。

1. 障害福祉計画の作成体制の整備(3月～)

市町村・都道府県においては、障害福祉計画の作成に向けて、作成体制の整備を進める。

- 庁内の体制の整備
- 計画作成委員会等の設置

(説明会の開催等)

サービスの量を見込むためには、市町村及び事業者が制度改正に関する情報を的確に把握することが重要となる。

新体系サービスに関する基準や報酬等や新体系サービスへの移行に向けた作業手順等についての情報提供に努めるようお願いしたい。

2. 障害福祉サービスの量を見込むための準備作業(3月～)

障害福祉サービスの必要量については、基本指針を踏まえて市町村・都道府県において見込むこととなるが、事前準備として、次の事項について作業を進める。

- 現行のサービス利用者(※)に係る実績データの整理及び分析

※福祉工場等事業の実施主体が都道府県となっている事業については、市町村単位ごとの利用者の把握が必要であることから、事業者に対する移行希望調査時に把握。

3. サービス必要量の見込

(1) 訪問系サービス、短期入所、相談支援

① 都道府県としての基本的考え方の提示(5月～)

サービス未実施市町村の状況把握等を踏まえ、立ち後れている精神障害者に対する訪問系サービス等の充実に向けた考え方を整理するとともに、圏域など一定の区域を念頭に置いた相談支援体制の整備に関する考え方を提示する。

- 訪問系サービス、相談支援体制の基盤整備の考え方を提示
- 相談支援等広域的な対応が適当なサービスについては、圏域のイメージを提示

② 市町村のサービスの見込量の作成(5月～)

サービス利用実績の分析、ニーズの把握などを基礎として、都道府県の基本的考え方を踏まえつつ、市町村としての基盤整備に関する基本方針を定めた上で、個々のサービスの見込量を設定する。

その際、サービス未実施の市町村においては今後の具体的な実施計画を策定するとともに、相談支援等の広域的な実施が適当な事業については、他の市町村との連携についても検討を行う。

- 市町村としての基盤整備に関する基本方針の設定
- サービス未実施の市町村においては具体的な実施計画の策定
- 相談支援等の広域的な実施が適当な事業に関する他の市町村との連携の検討

③ 都道府県における調整(7月～)

都道府県は、市町村から報告のあったサービスの見込量について圏域等を勘案しつつ必要に応じて調整を行う。特に広域的な対応が適当なサービスについては市町村間の調整を進める。

- 市町村のサービスの見込量について集計し、必要に応じて調整

(2) 日中活動系サービス、居住系サービス

① 事業者の移行希望を把握(4月～)

都道府県が中心となって、現在、サービスを提供している事業者の新体系サービスへの移行希望についてアンケート調査を実施する。その際、小規模作業所の調査等については、市町村が協力して実施する。

○移行希望に関するアンケート調査を実施(別添参考例)

② 都道府県としての基本的考え方の提示(5月～)

国の基本指針を踏まえ、都道府県として取り組むべき地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の目標値を設定した上で、事業者の移行希望アンケート調査結果等も勘案し、障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方を提示する。

○地域生活への移行、一般就労への移行等の目標値の設定
○上記目標値や事業者の移行希望等を勘案して、障害福祉サービスの基盤整備の基本的考え方の提示

③ 市町村のサービス見込量の作成(6月～)

サービス利用実績の分析、ニーズの把握などを基礎として、都道府県の基本的考え方を踏まえつつ、市町村としてのサービスの見込量を設定する。

その際、施設入所支援等の広域的な実施が適当な事業については、他の市町村(必要に応じて都道府県)との調整を行うとともに、小規模作業所については、その多くが地域活動支援センター(地域生活支援事業)への移行が想定されることもあり、地域活動支援センターの見込量と就労継続支援その他の介護給付・訓練等給付に係る日中活動系サービスの見込量との整合が図られるよう留意する。

○施設入所支援等の広域的な実施が適当な事業に関する他の市町村との連携の検討
○小規模作業所の移行先の検討

④移行希望に関する二次アンケート調査(任意実施:6月～)

都道府県としての障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方の提示後、①の事業所の移行希望調査結果との間に大きな乖離がある場合など、必要が認められる場合には、二次的なアンケート調査を実施する。

⑤都道府県における調整(7月～)

都道府県は、市町村から報告のあったサービスの見込量を踏まえ、必要に応じ、市町村及び事業者とサービスの見込量について、圏域等を勘案しつつ調整を行う。

○市町村・事業者とサービスの見込量について調整

(3) 退院可能精神障害者に必要なサービス

① 都道府県における対象者数の把握(4月～)

「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」に係るサービス量については、患者調査に基づく各都道府県ごとのデータを踏まえ、見込量を設定する。

このため厚生労働省において、患者調査に基づき、

- 各都道府県ごとの退院可能精神障害者のデータ
- 退院可能精神障害者に係る障害福祉サービスの見込量に係る考え方

をお示しする予定。

② 都道府県による市町村支援(4月～)

退院可能精神障害者は様々な市町村から入院してきているが、退院後の障害福祉サービスは入院前の居住地の市町村が提供することとなることを踏まえ、市町村におけるサービス量の見込作業を支援するため、都道府県は下記の作業を行う。

- 都道府県として目指す退院可能精神障害者の減少目標値を設定
- 精神障害者の退院促進支援を踏まえた障害福祉サービスの基盤整備の基本的な考え方を提示
- 都道府県域全体の退院可能精神障害者数に応じたサービスの見込量を作成し、人口等を勘案しつつ、各市町村ごとの退院可能精神障害者数及びサービスの見込量の算定方法を提示

③ 市町村のサービスの見込量の作成(6月～)

都道府県が提示した退院可能精神障害者数及びサービスの見込量の算定方法等を踏まえ、市町村は退院可能精神障害者に係るサービスの見込量を設定する。

- ②の算定方法等を踏まえ、サービスの見込量の設定

④都道府県における調整(7月～)

都道府県は、市町村から報告のあったサービスの見込量について圏域等を勘案しつつ必要に応じて調整を行う。

特に広域的な対応が適当なサービスについては、市町村間の調整を進める。

○市町村のサービスの見込量について集計し、必要に応じて調整

4. サービスの見込量の中間とりまとめ(9月)

市町村ごとのサービスの見込量を踏まえ、都道府県において、調整を行った上で、サービス見込量の中間とりまとめを行い、国に報告する。

- 10月以降の事業者指定を前に、サービスの見込量を設定
- あわせて、国に対し報告

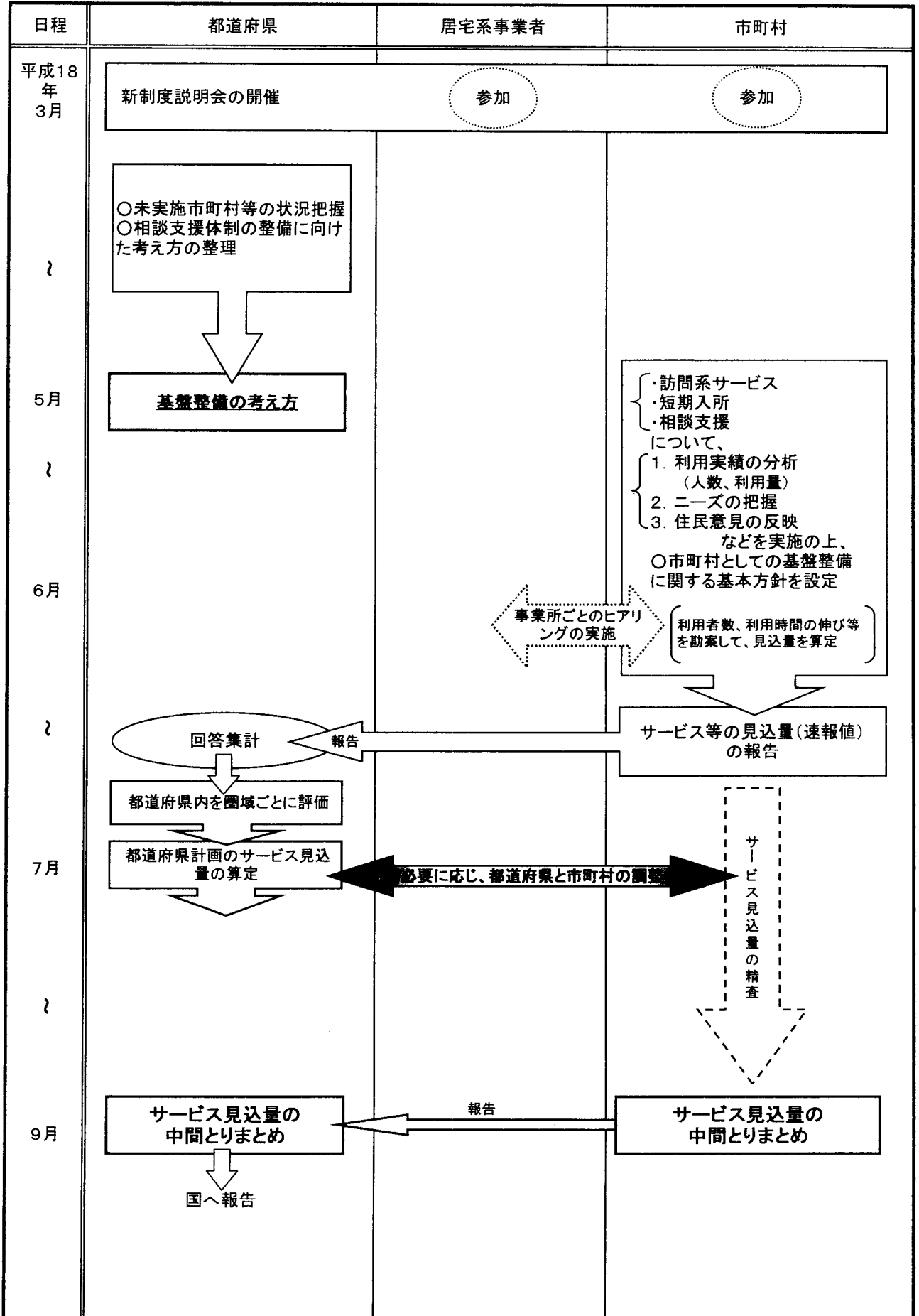
5. 国からの支援(3月～)

市町村・都道府県においてサービスの必要量の見込を行うに当たって、今後、国から次の支援策を実施予定。(逐次配布)

- サービスの利用の実態把握調査の集計・分析を可能とするソフトの配布
- サービスの必要量を見込む際の参考として、ワークシート及び支援マニュアルの配布

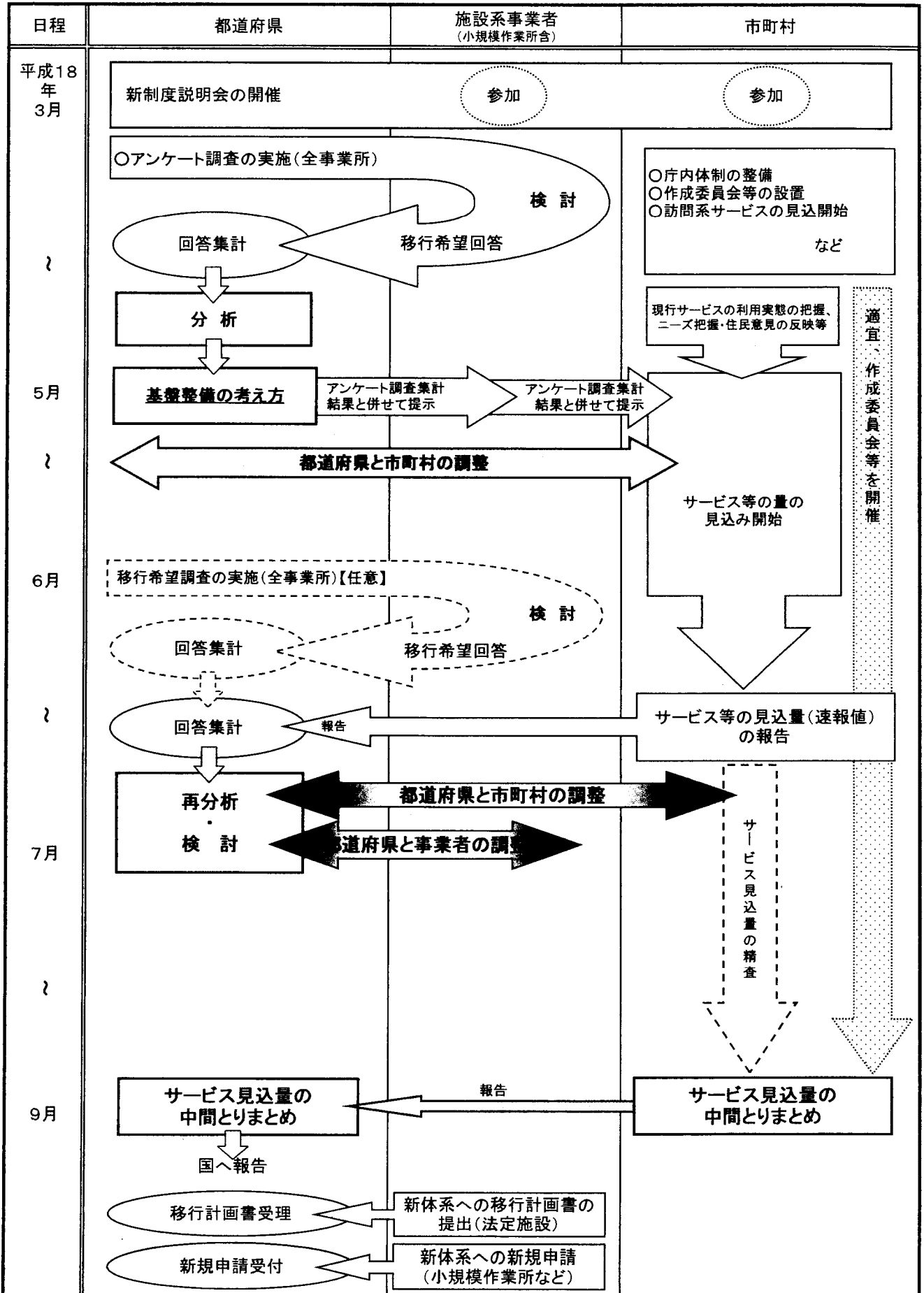
サービスの量の見込みに関する作業スケジュール(1)

〈 訪問系、短期入所、相談支援編 〉



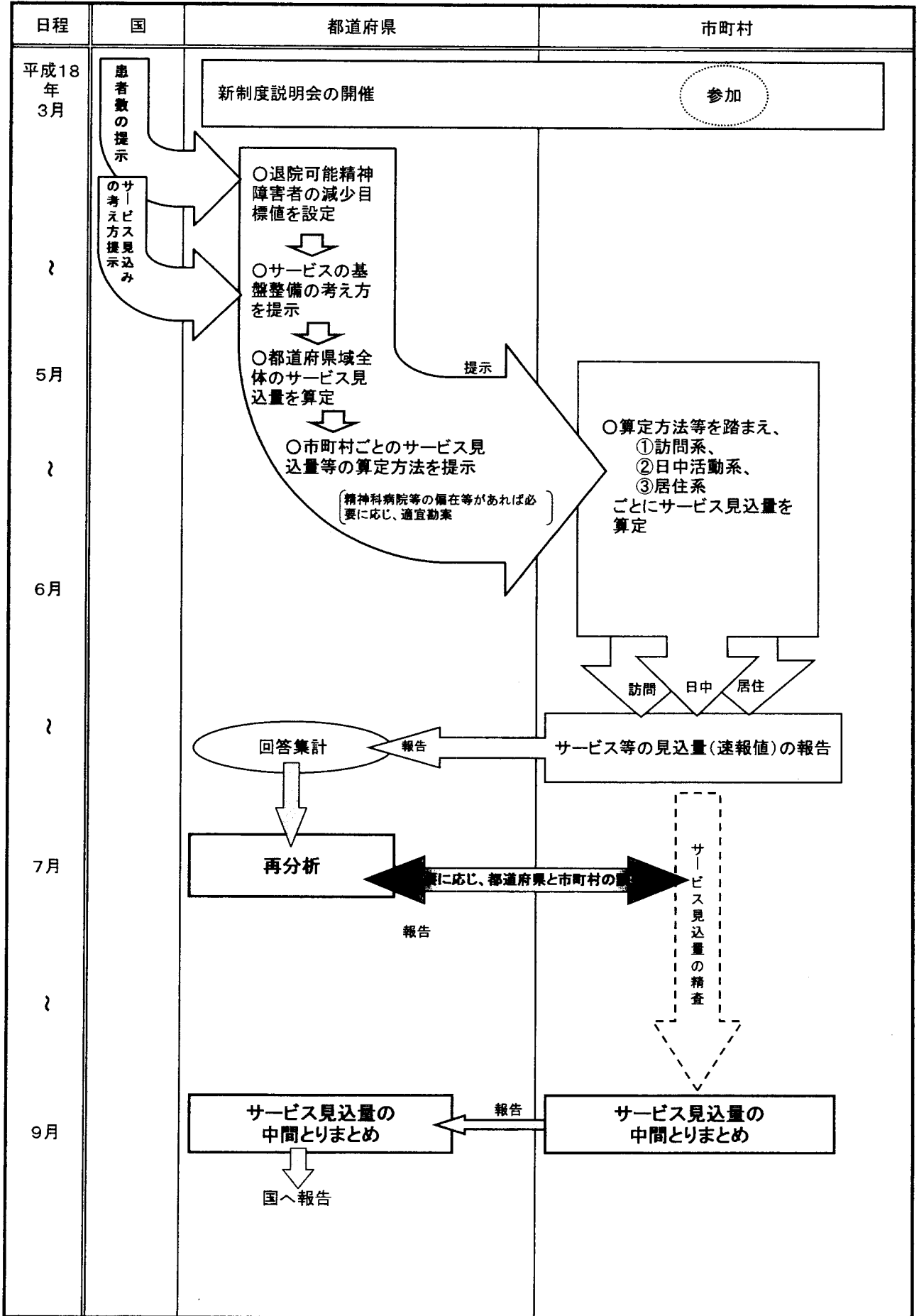
サービスの量の見込みに関する作業スケジュール(2)

〔 日中活動系、居住系編 〕



サービスの量の見込みに関する作業スケジュール(3)

〈 退院可能な精神障害者編 〉



移行希望アンケート調査の実施要領

1. 調査の目的

本調査は、市町村が障害福祉計画を作成する際に参考とするため、既存事業所としての現段階における新体系サービス(注)への移行予定を把握することを目的として実施する。

また、小規模作業所についても、今後、新体系サービスへの移行が予想されることから、障害福祉計画の作成の参考とするため、今後の新体系サービスへの移行希望を併せて確認することとする。

2. 実施主体

都道府県

※小規模作業所に対する調査等必要に応じて市町村の協力を求める。

3. 調査対象

- ①新体系への移行が見込まれる施設(別紙)
- ②小規模作業所

4. 調査内容

別紙に掲げる施設については、平成23年度末までに各施設がそれぞれ事業所として移行を予定する新体系サービスと移行時期等(調査票 参考様式1)

小規模作業所については、事業所として移行を希望する新体系サービスと移行時期、法人格の有無等(調査票 参考様式2)

※ 福祉工場等事業の実施主体が都道府県となっている事業については、市町村単位ごとの利用者数の把握が必要であることから、本調査に併せ調査を行うことが必要。

(注) ここでいう新体系サービスとは、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(雇用型・非雇用型)、地域活動支援センター、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホームを指す。

(新体系への移行が見込まれる施設)

区 分	施設種別
身体障害者施設	更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設、デイサービス事業所
知的障害者施設	更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設、デイサービス事業所、通勤寮
精神障害者施設	生活訓練施設、授産施設(入所・通所)、福祉工場、小規模通所授産施設、地域生活支援センター、
その他	重症心身障害児施設、国立病院機構等の指定医療機関、社会事業授産施設、生活保護授産施設

※ 調査時点において、今後、設置(開設)することが計画決定されている施設については、必要に応じて調査を実施する。

(参考様式1)

イメージ

新体系サービスへの移行希望アンケート調査票【法定事業所用】

平成 年 月 日

フリガナ																	
事業所名称																	
事業所(施設)の所在地 (郵便番号 -)																	
電話番号 ()																	
代表者氏名						事業所の種別											
定員			人			利用者数			人			増員数			人		
移行予定の新体系種別利用者数(日中活動)	療養介護		生活介護		自立訓練(機能訓練)		自立訓練(生活訓練)		就労移行支援		日中活動合計						
	移行分	増員分	移行分	増員分	移行分	増員分	移行分	増員分	移行分	増員分							
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
	就労継続支援(雇用型)		就労継続支援(非雇用型)		地域活動支援センター		/		移行分		増員分						
	移行分	増員分	移行分	増員分	移行分	増員分											
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人						
移行予定の新体系種別利用者数(居住)	施設入所支援		※入所定員の削減予定数		削減分の移行予定先		グループホーム・ケアホーム		福祉ホーム		定員削減のみ(移行予定なし)						
	人		人		➡		人		人		人						
移行予定時期 平成 年 月																	

※ 現利用者の一般就労移行人数の見通し(年度別)	平成18年度	人	平成21年度	人
	平成19年度	人	平成22年度	人
	平成20年度	人	平成23年度	人
※ 現入所利用者の地域移行人数の見通し(年度別)	平成18年度	人	平成21年度	人
	平成19年度	人	平成22年度	人
	平成20年度	人	平成23年度	人

※1 現段階において見込める一般就労移行が可能と思われる人数を記入する。
 ※2 現段階において地域移行が可能と思われる人数を記入する。

アンケート調査にあたって(法定事業所用)

(調査の目的等)

このアンケート調査は、障害者自立支援法において定めることとなっている「障害福祉計画」の作成に際し参考とするため、既存事業所としての現段階での新体系サービスへの移行予定を把握することを目的に実施するものです。

この調査は、あくまで現時点での事業所としての移行予定の確認ですので、これにより事業所の将来の法定施設への移行を担保・拘束するものではありません。

なお、都道府県や市町村において、これまでの支援費の利用実績やニーズ把握等により推計される障害福祉サービスの将来像と今回の調査の集計分析結果が大きく乖離するような場合には、調整等をおこなう場合があります。

(記入上の留意点)

調査票の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 「事業所の種別」欄は、貴事業所の現行の種別(例えば「身体障害者通所授産施設」など)を記載し、事業所ごとに別葉としてください。
また、入所施設において通所事業(通所療護等)をおこなっている事業所は、当該事業分について別事業所扱いとしますので、調査票を別葉としてください。
2. 「定員数」欄は平成18年4月1日の定員数を記載してください。
3. 「利用者数」欄は、実際の施設の平均的利用者数(例えば、特定の5日間の1日あたりの平均利用者数)を記載してください。
4. 「増員数」欄は、貴事業所が具体的な増員を決定している場合に記載してください。(別掲)
5. 「移行予定の新体系種別利用者数」欄は、現在の利用者の状況も勘案した上で、事業所としての移行予定人数を記載してください。(人数は、3と4の合計数になります)
6. 生活介護、施設入所支援は経過措置利用者を含みます。
7. 「移行予定の新体系種別利用者数(居住)」欄は、貴事業所が入所施設である場合のみ記載してください。(人数は3の再掲となります)
8. 「入所定員の削減予定数」欄は、平成23年度までに入所定員数を変更し、全部又は一部をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム等に変更する予定(本調査の調査時点において)がある場合、記載してください。また、「削減分」の移行予定先の内訳を、その右側の欄に記載してください。(現行入所施設のみ記載してください。)
9. 「移行予定時期」欄は、遅くとも平成23年度中の時期を記載してください。

(都道府県の判断により実施)

10. 「現利用者の一般就労移行人数の見通し」欄は、就労移行支援等により一般就労が可能と思われる人数、「現入所利用者の地域移行人数の見通し」欄は、地域移行による退所が可能と思われる人数について、現段階において見込める人数を記載してください。

(参考様式2)

イメージ

新体系サービスへの移行希望アンケート調査票【小規模作業所用】

平成 年 月 日

フリガナ							
事業所名称							
事業所の所在地	(郵便番号 -)						
	電話番号 ()						
代表者氏名							
事業開始年月日	昭和 平成	年	月	日	職員数	常勤	人
						非常勤	人
利用者数	人			増員数	人		
移行を希望する新体系種別利用者数 (日中活動)	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続支援 (雇用型)	日中活動 合計
	人	人	人	人	人	人	
	就労継続支援 (非雇用型)	地域活動 支援センター	移行しない				人
	人	人	人				
新体系への 移行希望時期	平成 年 月 日						
法人格の有無	あり ・ なし						
法人の種別または 取得予定の法人種別	社会福祉法人 ・ NPO法人 ・ その他()						
法人認可日(または 法人格取得予定日)	昭和 平成 年 月 日 (予定日 平成 年 月頃)						

アンケート調査にあたって(小規模作業所用)

(調査の目的等)

このアンケート調査は、障害者自立支援法において定めることとなっている「障害福祉計画」の作成に際し参考とするため、既存の小規模作業所に関する現段階での新体系サービス等への移行希望を把握することを目的に実施するものです。

この調査は、あくまで現時点での事業所としての移行希望の確認ですので、これにより事業所の将来の新体系サービスへの移行を担保・拘束するものではありません。

(記入上の留意点)

調査票の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 「職員数」欄は、平成18年4月時点の常勤・非常勤別職員数を記載してください。
2. 「利用者数」欄は、実際の施設の平均的利用者数(例えば、特定の5日間の1日あたりの平均利用者数)を記載してください。
3. 「増員数」欄は、貴事業所が具体的な増員(利用者増の見込)を決定している場合に記載してください。(別掲)
4. 「移行を希望する新体系種別利用者数(日中活動)」欄は、現在の利用者の状況も勘案した上で、事業所としての移行希望人数を記載してください。
5. 「移行予定時期」欄は、平成23年度までに移行希望がある場合に記載してください。
6. 「法人格の有無」欄は、調査時点で貴事業所が法人格を有しているかどうかを記載してください。
7. 「法人の種別または取得予定の法人種別」欄は、調査時点で法人格を有している事業所にあつては該当する法人種別に、法人格を有さず今後、取得予定の事業所にあつてはその取得予定の法人種別に○印を付けてください。
8. 「法人認可日(または法人格取得予定日)」欄は、調査時点で法人格を有している事業所にあつてはその認可日を、法人格を有さず今後、取得予定の事業所にあつてはその取得予定日が見込める場合に記載(遅くとも平成23年度中の時期まで)してください。